

《開会》

◇議長 西田時雄

只今から、令和5年第5回川北町議会臨時会を開会します。

本日の出席議員数は、10名であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

(午後2時08分)

《会期の決定》

◇議長 西田時雄

日程第1、会期の決定を議題にします。お諮りします。

本臨時会の会期は、1日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

異議なしと認めます。

従いまして、会期は1日間に決定しました。

尚、これに基づく議事日程は、お手元へ配布しておきましたから、ご了承願います。

《会議録署名議員の指名》

◇議長 西田時雄

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、7番井波秀俊君、8番山村秀俊君、10番田中秀夫君を指名します。

《諸般の報告》

◇議長 西田時雄

日程第3、諸般の報告を致します。

地方自治法第121条の規定により、本定

例会における説明のため、会議に出席を求めた者は、町長、副町長、教育長及び担当課長であります。

《議題》

◇議長 西田時雄

日程第4、議案第39号、財産の購入契約についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 前哲雄君。

◇町長 前哲雄

はい、議長。

全員協議会に引き続きまして、令和5年第5回議会臨時会を開催致しましたところ、議員各位にご出席を頂き、誠に有難うございます。

本臨時会に提案を致します案件ですが、議案第39号の財産の購入契約についてであります。7月13日に川北町立小中学校電子黒板購入事業の指名競争入札を執行致しました。結果、株式会社丸菱と消費税を含め36,190千円で仮契約を締結しております。

つきましては、本契約を締結する為、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

何卒、慎重にご審議を頂き、適切なるご決議を賜りますよう、お願い申し上げ、提案理由の説明と致します。

◇議長 西田時雄

これをもちまして、提案理由の説明を終わります。

〔質疑・委員会付託省略・討論〕

◇議長 西田時雄

これから、議案第39号に対する質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案件については、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。

したがいまして、本案件については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

討論は、ありませんか。

討論なしと認めます。

〔採決〕

◇議長 西田時雄

これより、議案第39号、財産の購入契約についてを採決します。

議案第39号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立9名)

起立全員です。ご着席ください。

したがいまして、議案第39号、財産の購入契約については、原案のとおり可決されました。

〔閉議〕

◇議長 西田時雄

以上をもちまして、本臨時会に付議されました案件の審議はすべて終了しましたので、令和5年第5回川北町議会臨時会を閉会します。

本日は、これにて散会します。

(午後2時12分)